

令和5年度副食費（教育認定（1号認定））についてのお知らせ

【認定こども園（教育認定）、私立幼稚園（新制度移行）、市立幼稚園】

1 副食費について

保護者のみなさまに負担していただく副食費は、給食を提供するための食材料費用に充てられる大変重要な財源です。

このことについて十分御理解をいただき、必ず各施設で定める納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。

2 副食費免除の決定方法

- 副食費の免除は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、同一生計の父母の市町村民税額の合算額によって決定し、年収360万円未満相当世帯のお子さんを対象とします。
- 令和5年4月分～8月分の副食費免除の決定は、令和4年度分市町村民税額に基づいて行います。また、令和5年9月分～翌年3月分の副食費免除の決定は、令和5年度分市町村民税額に基づいて行います。

(1) 広島市以外に居住されていた方等について

令和4年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、令和4年度分市町村民税額が確認できる書類、令和5年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、令和5年度分市町村民税額が確認できる書類（「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」（所得証明という場合もあります。）や「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（※）」等の提出が必要です。

- 市町村民税を、特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合は、「市民税・県民税納税通知書」又は「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」等の提出が必要です。
- 個人番号を利用して、広島市が他市町村へ市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額が確認できる書類（市民税・県民税課税台帳記載事項証明書等）の提出を省略することができます。
- 海外での収入がある場合は、収入又は所得の額や控除額が確認できる書類の提出が必要です。

(2) 家計の主宰者について

祖父母等と同居している世帯で次の①②の両方に該当する場合は、祖父母等が「主に家計を維持している」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に副食費免除の決定を行います。

令和5年4月分～8月分の副食費の場合（9月分～翌年3月分の副食費免除の決定については、1年新しいものに切り替わります。）

- ① 父母の令和4年度分市町村民税が非課税かつ父母の令和3年中収入の合算額が、100万円未満であること。
- ② 同居の祖父母等の令和4年度分市町村民税が課税されていること。

※ この基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。

3 副食費の額について

令和5年度副食費の額は次のとおりです。

認定こども園（教育認定）及び私立幼稚園（新制度移行）

各月初日の保護者の属する世帯の階層区分			副食費月額		
公立※1	私立※2		第1子	第2子	第3子
A	A	生活保護法による被保護世帯	0円 (免除)	0円 (免除)	0円 (免除)
B	B	市町村民税非課税世帯			
C1～ C6	C1～ C8	市町村民税課税世帯 均等割額のみ又は 所得割合算額が77,101円未満			
C7	C9～ C12	市町村民税課税世帯 所得割合算額 77,101円以上	各施設で定めますので、 各施設へお問い合わせく ださい。(市立認定こども 園については、広島市で 定めます。)		

※1 市立認定こども園（市立幼稚園は、弁当持参のため上記の表には該当しません。）

※2 私立認定こども園及び私立幼稚園

※3 副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除や寄附金税額控除等の税額控除をする前の税額です。

※4 個々の世帯の市町村民税額が判明しない場合は、1年度前の市町村民税額をもって当該世帯の階層区分を認定します。それでも市町村民税額が判明しない場合は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して福祉事務所長が当該世帯の階層区分を認定します。

上記の方法により階層区分を認定した後、市町村民税額が判明した場合には、改めて階層区分を認定します。その結果、改めて認定した階層区分に基づき、副食費免除を遡って変更し、金額が減額となる場合はその差額をお返ししますが、増額となる場合はその差額を一括で納めていただくこととなります。

なお、市町村民税額に変更があった場合も上記と同様に取り扱います。

※5 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の合計所得割額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

※6 広島市を含む政令指定都市では、平成30年度分から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、副食費免除の決定の基となる市民税所得割額は、変更前の税率（6%）で算定します。

4 副食費の軽減（多子軽減）について

小学校3年生までの範囲内にお子さんが2人以上いる場合の副食費は、最年長のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子と数え、第3子以降は無料となります。

※ 多子軽減のカウント対象となるお子さんは、次の施設又は事業を利用している場合です。
 小学校（3年生まで）、保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業所に入所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している就学前児童

軽減を受けるためには、幼稚園等が所在する区の福祉課に在籍証明書の提出が毎年度必要です（小学校、保育園、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所の場合は、在籍証明書の提出は不要です。）。



※ 所得割合算額が77,101円未満の場合は、副食費は無料です。

5 副食費の支払先

施設等区分	支払先
市立認定こども園（教育認定）	広島市
私立認定こども園（教育認定）、私立幼稚園（新制度移行）	施設

※ 副食の提供状況は施設によって異なるため、詳しくは各施設へお問合せください（市立幼稚園は、弁当持参のため副食の提供はありません。）。

※ 幼児教育の無償化の実施に伴い、満3歳以上のお子さん（教育認定）の保育料は無償となりましたが、副食費については無償化の対象外です。

6 問合せ先

認定こども園（教育認定）、私立幼稚園（新制度移行）について

中区福祉課	TEL (082) 504-2569	安佐南区福祉課	TEL (082) 831-4945
	FAX (082) 504-2175		FAX (082) 870-2255
東区福祉課	TEL (082) 568-7733	安佐北区福祉課	TEL (082) 819-0605
	FAX (082) 568-7781		FAX (082) 819-0602
南区福祉課	TEL (082) 250-4131	安芸区福祉課	TEL (082) 821-2813
	FAX (082) 254-9184		FAX (082) 821-2832
西区福祉課	TEL (082) 294-6342	佐伯区福祉課	TEL (082) 943-9732
	FAX (082) 294-6311		FAX (082) 923-1611

市立幼稚園について

教育委員会学事課 TEL (082) 504-2469 FAX (082) 504-2328
 各幼稚園（電話番号は幼稚園・認定こども園一覧を参照）

6 幼稚園（新制度に移行している幼稚園）・認定こども園一覧

区	施設名	種類	所在地	電話番号
中	基町幼稚園	市立幼稚園	基町20-3	228-3888
	流川こども園	私立認定こども園	上幟町8-30	221-5493
	栄光こども園	私立認定こども園	江波西二丁目32-1	231-3468
	順正寺こども園	私立認定こども園	吉島新町一丁目17-7	241-7062
	本川こども園	私立認定こども園	本川町三丁目3-28	232-0316
東	福木幼稚園	市立幼稚園	馬木九丁目1-3	899-2153
	温品幼稚園	市立幼稚園	温品七丁目8-4	289-3758
	矢賀幼稚園	市立幼稚園	矢賀二丁目10-5	282-8483
	広島光明学園	私立認定こども園	牛田本町五丁目1-2	228-5595
	認定こども園二葉学園	私立認定こども園	二葉の里二丁目6-25	262-0027
	JOHOKU こどもアカデミー	私立認定こども園	戸坂城山町1-1	229-0114
	牛田新町光明保育園	私立認定こども園	牛田新町三丁目20-15	222-3911
	中山いづみこども園	私立認定こども園	中山南一丁目5-36	289-8800
	的場幼稚園	私立幼稚園	山根町5-8	261-1802
	あやめ幼稚園	私立幼稚園	牛田中二丁目7-34	221-3106
	比治山大学短期大学部附属幼稚園	私立幼稚園	牛田新町四丁目1-1	229-5581
南	こうわ認定こども園	私立認定こども園	堀越一丁目8-14	890-2226
	認定こども園安芸幼稚園	私立認定こども園	比治山本町12-60	251-0451
	第二みみょうこども園	私立認定こども園	東雲本町二丁目12-20	283-0900
	第二ナーガこども園	私立認定こども園	宇品海岸三丁目11-50	250-8022
	認定こども園青葉幼稚園	私立認定こども園	堀越三丁目13-50	281-2497
	認定こども園比治山幼稚園	私立認定こども園	比治山本町1-11	261-3526
	認定こども園清美幼稚園	私立認定こども園	段原日出一丁目6-9	281-0477
	親和幼稚園	私立幼稚園	翠二丁目3-1	254-3313
	みみょう幼稚園	私立幼稚園	段原南一丁目5-3	261-5330
	谷の百合幼稚園	私立幼稚園	宇品神田四丁目15-12	251-6351
西	せいふう認定こども園	私立認定こども園	南観音七丁目14-2	231-1883
	認定こども園法輪保育園	私立認定こども園	観音新町一丁目4-19	232-8878
	みどりの森みらいこども園	私立認定こども園	福島町二丁目24-48	208-1188
	認定こども園ロータスプリスクール大芝	私立認定こども園	大芝二丁目1-3	509-1023
	認定こども園ロータスプリスクール横川	私立認定こども園	打越町10-15	230-7777
	リトルニュートン井口認定こども園	私立認定こども園	井口五丁目22-34	278-3254
	認定こども園聖モニカ幼稚園	私立認定こども園	井口鈴が台三丁目17-21	278-3453
	けんしんこども園	私立認定こども園	己斐東一丁目13-33	272-6913
	認定こども園永照幼稚園	私立認定こども園	大芝二丁目10-13	238-2201
	己斐みどり幼稚園	私立幼稚園	己斐中一丁目8-44	271-0328
	井口ロンビニー幼稚園	私立幼稚園	鈴が峰町36-1	277-1813

区	施設名	種類	所在地	電話番号
西	古田幼稚園	私立幼稚園	古江東町 8-28	271-5706
	至徳ルンビニー幼稚園	私立幼稚園	草津東一丁目 6-14	271-3607
	ちどり幼稚園	私立幼稚園	古江西町 22-15	271-5137
	のぞみ幼稚園	私立幼稚園	己斐上六丁目 452	273-1115
	山田幼稚園	私立幼稚園	山田新町一丁目 6-2	273-1700
安 佐 南	八木幼稚園	市立幼稚園	八木九丁目 17-2	873-4605
	上緑井幼稚園	市立幼稚園	緑井八丁目 3-29	879-6311
	緑井幼稚園	市立幼稚園	緑井四丁目 31-2	879-6590
	川内幼稚園	市立幼稚園	川内五丁目 40-2	879-6751
	中筋幼稚園	市立幼稚園	中筋三丁目 31-21	879-1349
	大町幼稚園	市立幼稚園	大町西二丁目 26-1	877-8026
	安幼稚園	市立幼稚園	上安二丁目 26-18	878-8500
	安西幼稚園	市立幼稚園	高取南二丁目 17-1	872-2624
	山本幼稚園	市立幼稚園	山本四丁目 12-4	874-3570
	長束幼稚園	市立幼稚園	長束二丁目 5-37	238-3460
	サムエル未来こどもの園	私立認定こども園	大塚西二丁目 4-13	849-6161
	サムエル信愛こどもの園	私立認定こども園	毘沙門台二丁目 38-14	879-8877
	アソカこども園	私立認定こども園	伴東八丁目 32-10	225-8601
	認定こども園ほうりん安幼稚園	私立認定こども園	相田四丁目 8-22	878-2112
	認定こども園ほうりんこころ幼稚園	私立認定こども園	伴南一丁目 5-6	830-1818
	とも認定こども園	私立認定こども園	伴中央四丁目 3-1	848-4925
	認定こども園光輪幼稚園	私立認定こども園	東原三丁目 24-1	875-1366
	りじょう認定こども園	私立認定こども園	大町東三丁目 12-30	879-0479
	サムエル広島こどもの園	私立認定こども園	上安五丁目 7-3	878-8877
	認定こども園めばえ幼稚舎	私立認定こども園	大町東三丁目 18-15	830-6800
	ぎおんひがしこども園	私立認定こども園	西原七丁目 5-20	874-9922
	認定こども園ロータスプリスクール西原	私立認定こども園	西原六丁目 25-35	871-5350
	認定こども園くすの木	私立認定こども園	西原六丁目 5-22	225-7811
	認定こども園くすの木祇園	私立認定こども園	祇園八丁目 4-2-12	225-7814
	リトルニュートン八木認定こども園	私立認定こども園	川内六丁目 26-19	830-5132
	認定こども園みのり愛児園	私立認定こども園	川内三丁目 23-27	877-5970
	ひまわりやすにしこども園	私立認定こども園	高取南二丁目 30-5	872-2121
	認定こども園みのり祇園	私立認定こども園	祇園六丁目 11-35	962-5003
	ひとみ幼稚園	私立幼稚園	長束四丁目 8-8	239-3011
	ほうりん東野幼稚園	私立幼稚園	東野三丁目 3-23	879-8042

区	施設名	種類	所在地	電話番号
安佐北	落合東幼稚園	市立幼稚園	落合四丁目14-1	842-6296
	落合幼稚園	市立幼稚園	落合南二丁目13-2	842-7831
	広島高陽学園	私立認定こども園	深川八丁目36-13	842-1771
	すいこう認定こども園	私立認定こども園	口田五丁目17-19	842-2700
	虹山なないろこども園	私立認定こども園	亀山南四丁目11-20	815-6655
	はすがおか認定こども園	私立認定こども園	口田二丁目1-2	843-6388
	河戸こども園	私立認定こども園	亀山二丁目21-15	814-4106
	白木いづみこども園	私立認定こども園	白木町大字小越218-2	828-0473
	認定こども園かつぎ幼稚園	私立認定こども園	亀山八丁目22-11	814-8648
	鈴張こども園	私立認定こども園	安佐町大字鈴張1965	835-1929
	みどりの森ゆめのはこども園	私立認定こども園	落合一丁目5-11	843-6868
	亀山みどりこども園	私立認定こども園	亀山四丁目10-47	810-0133
	可部ふたば幼稚園	私立幼稚園	可部南三丁目16-27	815-2772
	善徳寺幼稚園	私立幼稚園	深川二丁目19-34	845-0039
	三入幼稚園	私立幼稚園	三入三丁目14-30	818-1024
	あさひが丘幼稚園	私立幼稚園	あさひが丘三丁目23-18	838-2110
安佐幼稚園	私立幼稚園	安佐町くすの木台603-4	837-1818	
安芸	阿戸認定こども園	市立認定こども園	阿戸町2622	856-0757
	瀬野幼稚園	市立幼稚園	瀬野一丁目35-1	894-0994
	船越幼稚園	市立幼稚園	船越五丁目22-41	823-0064
	矢野幼稚園	市立幼稚園	矢野西六丁目12-2	889-3127
	矢野みどり幼稚園	私立幼稚園	矢野南四丁目4-19	889-1660
佐伯	サムエル美鈴が丘こどもの園	私立認定こども園	美鈴が丘東三丁目19-1	928-4123
	サムエル薬師が丘こどもの園	私立認定こども園	薬師が丘二丁目10-1	928-1414
	五月が丘認定こども園	私立認定こども園	五月が丘三丁目25-10	941-2960
	光禅寺認定こども園	私立認定こども園	五日市二丁目3-17	922-3948
	認定こども園五日市乳児保育園	私立認定こども園	五日市中央二丁目3-45	922-2244
	五日市すみれこども園	私立認定こども園	八幡東二丁目7-8	926-2855
	ひまわりいしうちこども園	私立認定こども園	五日市町大字石内字大影6496-5	929-2011
	楽々園ルンビニ幼稚園	私立幼稚園	楽々園六丁目12-37	921-0300
	ひろみ幼稚園	私立幼稚園	皆賀一丁目2-3	923-8288

【参考】

副食費の階層区分については、市町村民税の納税通知書に記載されている市町村民税額を御確認ください。

なお、給与所得者と事業をされている方のそれぞれで市町村民税の納付方法が異なり（特別徴収、普通徴収）、市町村民税の通知書の様式も異なります（通知書の様式は、市町村ごとに異なります。）。

① 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）… 主に給与所得者の方の例

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）		市町村民税
所得	給与収入 主たる給与 雑収入 不労所得 配当 譲渡 雑所得 総所得 ③	税額控除前所得割額 ④ 税額控除額 ⑤ 所得割額 ⑥ 均等割額 ⑦
所得控除	雑損 障害・寡・勤 準 上場株式等の配当 所得割額 (市町村民税) が課税されていない場合は、 均等割額 ⑦ (市町村民税) に基づいて副食費免除の決定を行います。	税額控除前所得割額 ④ 税額控除額 ⑤ 所得割額 ⑥
	所得控除合計 ②	既納付額 ⑩

税額控除前所得割額④－※税額控除額⑤（例えば1,500円）
＝副食費免除の決定を行う基となる市町村民税の所得割額です。

※ 税額控除額⑤に含まれる調整控除額の算出方法は、決定通知書の裏面を御確認ください。

※ 税額控除額⑤には調整控除額以外に、住宅借入金等特別控除や寄附金税額控除等の税額控除が含まれています。副食費免除の決定にあたり、税額控除前所得割額④から差引くものは、調整控除額のみです。

(注1) 副食費免除の決定は、市町村民税額を基に行います。都道府県民税額は含まれません(後述の②も同様です。)

(注2) 市民税が政令指定都市で課税されている場合は、上記の式で算出した額に8分の6を乗じて得た額が、副食費免除の決定を行う基となる市民税の所得割額の目安となります(後述の②も同様です。)

② 市民税・県民税納税通知書 … 主に事業をされている方の例（申告をして納税通知書により税金を納めている方）

通知書番号 広島市長		課税標準額及び算出所得割額	
年 税 額 ①		課税標準額	
給与からの特別徴収税額 ②		市民税	
年金からの特別徴収税額 ③		県民税	
普通徴収税額 ④-⑤-⑥=⑦		算出区分	
充 当 額 ⑧		課税標準額	
充 当 後 納 付 額 ⑨-⑧=⑩		市民税	
		県民税	
		課税総所得金額	
		課税短期譲渡所得金額	
		課税山林・退職所得金額	
		算出所得割額 ①	
		税額控除額	
		調整控除額	
		寄附金税額控除額	
		住宅借入金等特別税額控除額	
		配当・外国税額控除額	
		調 整 税 額	
		配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額	
		税 額 控 除 額 合 計 ②	
		税 額 の 算 出	
		差引所得割額 ①-②=③	
		均 等 割 額 ④	
		年 税 額 ③+④=⑤	

算出所得割額①－調整控除額－調整税額
＝副食費免除の決定を行う基となる市町村民税の所得割額です。

所得割額(市町村民税)が課税されていない場合は、
均等割額④(市町村民税)に基づいて副食費免除の決定を行います。